

委員 長 報 告

本委員会は、去る6月29日の本会議において付託を受けた議案7件について、7月1日及び7日に委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、4定議案第2号 田辺市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、同議案第3号 工事請負契約の締結について、同議案第4号 物品購入契約の締結について、同議案第9号 令和2年度田辺市一般会計補正予算（第4号）の所管部分、同議案第35号 物品購入契約の締結について、同議案第36号 物品購入契約の締結について及び同議案第37号 令和2年度田辺市一般会計補正予算（第5号）の所管部分について、いずれも全会一致により、原案のとおり可決することに決しました。

以上、委員長報告といたします。

令和2年7月7日

総務企画委員会

委員長 橘 智 史

委員長報告

本委員会は、去る6月29日の本会議において付託を受けた議案5件について、30日及び7月7日に委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、4定議案第5号 物品購入契約の締結について、同議案第6号 物品購入契約の締結について、同議案第7号 訴えの提起について、同議案第8号 あっせんの申立てについて及び同議案第9号 令和2年度田辺市一般会計補正予算（第4号）の所管部分について、いずれも全会一致により、原案のとおり可決いたしました。

審査の過程における委員からの質疑等の主なものは、次のとおりであります。

議案第5号及び議案第6号の物品購入契約の締結についてにかかわって、排水ポンプパッケージ及び排水ポンプ車購入後における運用方法についてただしたのに対し、「基本的に建設業者への業務委託を考えており、現在、庁内関係課及び消防本部と運用方法等について協議中であるが、具体的な運用方法までは決定していない。今後は、市及び委託業者、消防団と調整の上、排水作業の役割分担等も含めた詳細な運用方法を構築していきたい」との答弁がありました。

それに対し委員から、現場での排水作業活動においては、相互の連携が必要になってくることから、委託業者の役割や消防団の関わり方など、一定の課題整理が必要である。市、委託業者、消防団の業務内容を明確にするとともに排水作業がスムーズに行われるための体制整備を構築されたいとの意見がありました。

以上、委員長報告といたします。

令和2年7月7日

産業建設委員会

委員長 尾 花 功

委員長報告

本委員会は、去る6月29日の本会議において付託を受けた議案3件について、30日及び7月7日に委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、4定議案第1号 田辺市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、同議案第9号 令和2年度田辺市一般会計補正予算（第4号）の所管部分及び同議案第37号 令和2年度田辺市一般会計補正予算（第5号）の所管部分について、いずれも全会一致により、原案のとおり可決いたしました。

審査の過程における委員からの質疑等の主なものは、次のとおりであります。

議案第37号 令和2年度田辺市一般会計補正予算（第5号）の所管部分のうち、児童措置費にかかわって、ひとり親世帯臨時特別給付金の事業内容や対象者への周知方法について説明を求めたのに対し、「ひとり親世帯臨時特別給付金のうち、基本給付については、1世帯当たり5万円、第2子以降1人につき3万円が給付されるもので、令和2年6月分の児童扶養手当が支給されている方、公的年金等を受給しており令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止されている方、所得等があり全額停止等になっている方で新型コロナウイルスの影響によって収入が減り児童扶養手当の受給該当水準になった方が対象となる。追加給付については、1世帯当たり5万円が給付され、基本給付対象者である令和2年6月分の児童扶養手当受給者及び公的年金等の受給により児童扶養手当が全額停止されている方のうち、新型コロナウイルスの影響により家計が急変し収入が減少した方が対象となる。全体で1,188世帯を見込んでおり、これまでに児童扶養手当の認定申請を出されている方など市で把握できている対象者には、申請書及びチラシを送付して周知する。一方、市で把握できていない新規に対象となる方には、市の広報誌やホームページ、公式SNS、報道依頼等を通じて周知を図っていく」との答弁がありました。

次に、教育振興費にかかわって、リモート授業用モバイルWi-Fi機器の貸与に伴う通信費や契約期間中の解約による違約金など運用面での取扱いについてただしたのに対し、「通信費については、誰が負担するのか、基準を設けるのかなど、その取扱いに係る整合性や配慮についてこれから検討していきたい。契約については、使用する期間に応じて月単位で契約する」との答弁がありました。さらに委員から、モバイルWi-Fi機器が貸与されない家庭においてリモート授業に適した通信速度が保たれない場合の

対応にも配慮しながら取り組まれないとの意見がありました。

以上、委員長報告といたします。

令和2年7月7日

文教厚生委員会

委員長 久保浩二